

○令和4年2月 和歌山県議会定例会会議録

(令和4年3月4日)

【藤山 将材 議員（自由民主党県議団） 質問】

IR 対策特別委員会でも、再三、資金計画が不透明であることを指摘しており、現状では、本当に事業の実現性があるのか不安に感じています。知事は、資金計画も含めた現在の区域整備計画案の内容や事業の実現性についてどのようにお考えなのか。また、国への申請に向けたスケジュールをどう考えているのか。加えて、現状を踏まえた IR 誘致に向けた知事の意気込みについても併せて伺います。

【知事答弁】

現在お示ししている区域整備計画案につきましては、去る2月19日に、伊藤元重東京大学名誉教授を座長とする有識者会議から御意見をお伺いいたしました。和歌山の独自性についての記載を充実させたほうがよいなどの御指摘を受けて、内容の充実を図る必要があるものの、全体としては評価をいただいたと思います。私も、一定の水準には達していると考えております。

ただ、政府は、何しろこの IR は初めての試みでございますので、認可したからには失敗はしたくないというふうに思っておられると思います。したがって、認定した計画が確実に実施、実現されることを求めておられるのではないかというふうに思うわけであります。そういうふうに、さらに磨きをかけていけば、さらによろしいというわけでございます。

このため、私自身も、IR 事業者の主要株主となる予定のクリアベストニームベンチャーズ株式会社、クリアベストグループインコーポレーテッド、シーザーズ・エンターテインメントの幹部と、ウェブではございますけれども直接対話をいたしまして、より確実性の高いと意識されやすい資金計画を示すように強く求めるなど、政府の認定に有利になるような計画とするように取り組んでいるわけでございます。

今後のスケジュールについてでございますけれども、現在、区域整備計画案のパブリックコメントを実施しておりまして、並行して説明会や公聴会も開催しております。県民の皆様から御意見をいただいているところであります。

有識者会議や県民からの意見などを反映させた上で、国へ提出する区域整備計画を完成させ、議会に対して説明をさせていただき、和歌山市及び県公安委員会の同意を得た後、県議会に議案として上程させていただきたいと考えております。申請期限である4月28日までに国に認定申請をしなければならないわけでございますので、4月に臨時議会の開催をお願いしたいと考えております。

最後に、IR 誘致に向けた意気込みについてでございます。

議員御指摘のとおり、全国の産業構造が変化する中、本県では、転換が進まなかったこと等々によりまして、徐々に活力を失ってまいりました。今のままでいいんだと思っても、世界の環境は変わるので、そのままではいられないわけがございません。あれはいかん、これはいかんとチャンスを放り続ければ、どんどん活力がなくなっていくというのが、そういう地域になっていくというのが自

明ではないかと思うんです。こういう状況下では、やっぱり新しい試みにチャレンジをしていかな
いといけないんじゃないか、そんなふうに私は思います。

IRの誘致は、地域の活性化に有効な方策であり、雇用創出や経済成長、人口減少の抑制などの効
果について大いに期待できることから、またとないチャンスと捉え、これまで全力で取り組んでき
たところであります。

IRによる経済波及効果は様々な産業に及び、開業2年後の2030年度で約3100億円と推計して
おりまして、これは、和歌山県の県内総生産額の1割弱に当たります。また、税収の増加等による財
政改善や、事業者から納入される納付金、入場料収入を活用し、社会福祉の増進、教育の振興といっ
た県民がその利益を直接享受できる事業などを実施することができ、県民生活が豊かになり、本県
が持続的に発展できるエンジンになると考えております。

シンガポールの例を見ても、2010年のIR開業を機に、観光客や観光収入、実質GDPは大きく
増加しております。また、それと伴って産業構造もサービス産業化が、このIRだけじゃなくて、大
いに進んだというところもございます。

もちろん、幾ら県勢の発展に資するからといって社会的リスクをないがしろにしてはなりません
ので、県民の皆様が不安に感じておられるカジノ施設に起因するギャンブル依存症や破産リスクに
ついては、徹底的に排除しなければなりません。そのため、IR整備法で定めている世界最高水準の
重層で多段階的な規制に加え、使用上限額を設置して現金をチャージするIRカードの導入や依存症
対策専門員の配置といった本県独自の対策を事業者に求めております。

これらの内容は、他府県と比較しても具体的で踏み込んだものとなっております、論理的に考
えれば、ギャンブル依存症や破産リスクは排除できると考えております。

IRは、本県の将来の発展に資する新たな経済の要素であり、何としても誘致を実現させたいと考
えておりまして、引き続き御協力をお願い申し上げたいと思います。

【奥村 規子 議員（日本共産党県議団） 質問】

IR 対策特別委員会では、区域整備計画案に対して、資金計画及び資金調達が不透明であるとの委員長談話も発表されました。県は、そうした中でも、パブリックコメントや説明会と公聴会の開催を決め、突き進んでいます。

資料である和歌山県特定複合観光施設区域整備計画案と国申請様式版が公表されていますので、それに関して質問させていただきます。

区域整備計画案について、県は、昨年7月にクリアベストを優先権者に認定しました。翌月の8月に基本協定を締結していますが、その日のうちに代表取締役が交代し、新しく長崎 IR の審査に落ちた TTL リゾーツの元取締役エディ・ウー氏が就任しています。10月8日の県 IR 対策特別委員会では、まだカジノを運営する事業者が決まっていなかった。

推進派から見ても、和歌山 IR の計画はずさんなものだから、本当に実現するのか不安だという意見が出されました。融資をするという金融団の筆頭がクレディ・スイスという銀行であることが発表されていますが、この銀行は、他人の資金を集めて和歌山 IR に貸して利ざやを稼ぐ投資銀行と言われるもので、大阪 IR のように日本のメガバンクがついているのとは大違いです。ですから、推進の方々、日本のメガバンクや大手建設会社が入ってくれば、今のような心配もせずに粛々と推進する態度を取るはず。カジノがもうけを上げて県や和歌山市に納付金が入ったとしても、それは、他人の不幸の上に成り立つ虚像の繁栄であり、県民の中に窮乏を広げるだけで、県内を寂れさせる道に追い込んでいくものと考えます。

この区域整備計画は、カジノ業者の利益の15%が県に入るとしています。年間約1800億円の利益で270億円です。1人6000円の入場料は日本人だけが払いますが、その半分が和歌山県に入ります。年間の入場料納付金は50億円で、そこから日本人の入場者は年間で約167万人、1日に4566人がカジノに入る計算になります。IR 施設全体では、毎日、日本人が約1万5000人、外国人が約3000人ですから、同じ比率で外国人がカジノに入るとして、カジノには毎日約5500人が来る勘定となります。

そこで、年間1800億円のカジノ業者の利益は客の負けた金額だとすると、1人当たりの負けた金額は、ぴったり1日9万円になります。外国人の方がもうける金額は大きいでしょうが、カジノで遊ぶ人の平均の負ける金額が9万円という県の出している数字を計算すると、カジノというものは、利益を得るためには負けてもらわないと成り立たないということだと思いたしますが、いかがですか。また、何人の和歌山県民の来場を見込んでいるのでしょうか。まず、この点についてお尋ねをいたします。

【理事答弁】

カジノは何かという御質問でございますが、全体参加者の投資に対して配当が少なく、その差額を主催者等で分けるのが基本的な考え方であり、カジノに限らず、公益目的で賭博の違法性が阻却されている公営競技や宝くじについても仕組みは同じです。

カジノについて、IR 整備法案の国会審議に参考人として出席された美原大阪商業大学教授は、先

進諸国では、健全、安全、安心な、成人が自己責任で楽しむ遊興の一つであり、しっかりとした規制と監視の枠組みがあれば、健全なエンターテインメントでしかないことが先進諸国では実証されていると説明されております。

カジノは、余裕のある資金を持つ人が娯楽で楽しんでいただくことが本来の在り方であり、そのような施設とするために、IR 整備法において世界最高水準の規制がなされています。

なお、来場者数については、IR 施設からの距離等に応じて算出を行っており、県単位での算出はしていないと事業者から聞いております。

【奥村 規子 議員 質問】

区域整備計画案の国申請様式の中で、MICE の催事種別・規模別の開催件数の見込みでは、規模区分が 300 名以上というのがあります。その 300 名以上というのが非常に少ない試算となっておりますが、どれだけの人が MICE に来場するとしているのでしょうか。その点についてお尋ねをいたします。

【理事答弁】

区域整備計画案で記載している IR 施設内の催事種別・規模別の MICE 開催件数については、全ての大規模な催事を記載しているものではございません。

MICE の中、特に E なんですけど、E はエキシビションとイベントがあるわけなんですけども、議員御指摘のページ、ここの部分はエキシビション、いわゆる展示会や見本市などの開催件数を書いておりまして、コンサートや演劇など、エンターテインメント関連のイベントについては含まれていません。

なお、イベント開催を含む MICE 施設の来場者数については、年間約 120 万人から 150 万人を見込んでいるところです。

【奥村 規子 議員 質問】

これで来場者数が 120 万から 150 万、こういった呼び込むというのか、イベントなどの開催や、そういう来場者を誘客していくというようなことについて、それを誰がやるのかという点について、事業者がそのことをやるのか。私は、この区域整備計画案の中では、高等教育機関とか、また、いろいろな産業界の人とか、いろいろな人と、こういう誘客するための会議をつくって、県がそういったことに取り組むというようなことが書かれていたように思うんですけども、このことについては、県が行っていくというようなことなんでしょうか。それを再度お聞きしたいんです。

【理事答弁】

MICE の誘致に関してですが、MICE 施設を設置している IR 事業者が自らやる、これももちろんあるわけなんですけども、MICE を開催することの意義というのはどういうことかと。国際会議にしるインセンティブツアーにしても、そこの会議に来た人たちが、その会議が終わって帰っていくと、そ

れでよしというものではないですね。何のためにするかというと、そこに来た人たちは、その後、例えば県内を旅行するなどして県内に出て行って、お金を消費してくれるわけです。なので、MICE 施設に来る人を呼び込むこと自体が IR 事業者だけに利益があるわけではなくて、和歌山県全体に利益を及ぼすものですから、MICE の誘致については、IR 事業者だけに任せるのではなくて、和歌山県ですとか、関係経済団体ですとか、そういった方々と協力して誘致に取り組むということを考えています。

特に、政府機関なんかの国際会議などの場合は、やはり行政が誘致に出ていかなければなかなか進まないという部分もありますので、ターゲットに合わせてきめ細かく対応していきたいと考えています。

【奥村 規子 議員 質問】

主幹銀行のクレディ・スイスについてお尋ねします。

ロイター通信で「『汚れたマネー』疑惑、調査報道受け当局も対応」という見出しがネットで報道されました。

スイス連邦金融市場監督機構が、2月21日、報道機関の調査報道で明らかにしたことです。ハイリーコンフィデントレターは既に提出されているということをお聞きしています。このような事態との関係で、本当に信頼できるのでしょうか。こういったことが県民の皆さんからも御意見をいただいているところです。この銀行に対しては、予備調査の対象になっていないとお聞きしています。経営状況や資金調達への影響など、どのようにお考えでしょうか。

今回の報道は、前回の特別委員会後に明らかになったものだと思います。既に取得しているハイリーコンフィデントレターの状況に変化はないのでしょうか。そのことは確認されているのでしょうか。その点について、お伺いいたします。

【理事答弁】

クレディ・スイスにつきまして、議員御指摘の報道があったことは承知しています。ただ、その報道によりますと、クレディ・スイスは、問題とされた口座の90%は既に閉鎖または閉鎖手続に入っており、残りの口座もチェックしたと記載されております。

そもそも、クレディ・スイスは、世界50か国以上で業務を展開し、スイスやニューヨーク市場に上場している世界的な企業であり、日本においても1977年から銀行免許を取得しており、40年以上の実績があります。

報道以降も、それらの業務活動や銀行免許等に影響を与えたなどの事実はなく、議員御発言のハイリーコンフィデントレター等、和歌山 IR への影響も、現時点では特段ないものと考えています。

【奥村 規子 議員 質問】

県民の負担についてお尋ねいたします。

観光振興などのための施策、措置については、申請の書類、区域整備計画案では、17項目のうち

事業者負担が7項目となっていますが、あとの10項目については県が負担するというのでしょうか。

例えば、開業まで、和歌山マリーナシティに隣接する和歌浦湾周辺をリゾート空間として一体的に整備することや、和歌山下津港本港区に税関、出入国管理、検疫の出入国の際に必須の手続とするような、そういう対応が可能なターミナルを整備し、インバウンドの誘客の促進などの受入れ整備などと記されています。今後、県民負担について、どのようにお考えでしょうか。

【理事答弁】

IR区域の整備による誘客効果をIR区域外にも広げていくためには、和歌山県内の受入れ環境の整備などが必要です。そのために取り組む施策を区域整備計画案では17項目記載しており、そのうちIR事業者にも直接的なメリットのある7項目については、IR事業者の負担を求めています。

そのほかの議員の御質問にありました和歌浦湾周辺の一体的整備ですとか、大型旅客船のターミナル整備、県内各地の観光基盤を整備するための補助金などは、和歌山県の魅力向上やIR誘致の効果を県内全域に波及させ、最大限地域経済の振興につなげるために県として必要な施策ですので、IR事業者の負担を求めています。

ただし、これらの施策の財源には、入場料納入金や納付金を充てる計画となっておりますので、新たな県民負担が発生するわけではありません。

【奥村 規子 議員 質問】

次は、事業期間についてお尋ねします。

40年間の事業継続を可能としていますが、これは、国申請の計画の中では、設定後、計画を円滑に実施するため、県とIR事業者で実施協定を締結すると書かれています。実施協定締結日から当初の区域整備計画の設定日の40年後の当日の前日、40年後、その当日、設定日から40年後の当日の前日までということで、事業期間が延長された場合には、延長後、事業期間終了予定日までとするということで、大変長期にわたる事業期間を確保することができるようになっています。

40年間の事業継続を可能としていますが、土地を売却するのですから、要件が満たされれば、半永久的にカジノ事業が継続できるということになりかねませんか。大変大きなリスクを背負うことになると思いますが、いかがでしょうか。

今後、コロナなどの感染症や経済状況の変化などの影響もあり、協定を結ぶことのリスクは大変大きいと考えています。例えば、加太コスモパークは、経済状況の変化によって造成地が売れずに、多額の借金返済が続いている事業などがあります。コロナによるカジノの閉鎖や規制強化でカジノの財務状況を悪化させたカジノ企業の日本撤退も相次ぎました。横浜や大阪など、大手のカジノ業者が撤退をしています。その上、新型コロナウイルスの世界的大流行により、典型的な3密空間であるカジノに客を詰め込み、延々と賭博を続けさせるというビジネスモデルは成り立たないと思います。

そのような状況で、40年間も事業継続を可能にするのは、和歌山の将来に大きなリスクを背負う

ことになると思いますが、いかがでしょうか。理事にお尋ねいたします。

【理事答弁】

和歌山 IR の事業期間は、公募の段階で区域整備計画の認定日から 40 年間としています。このことは、IR 事業者は無条件で 40 年間事業を継続することを認めたものではありません。その過程において、様々な制約があります。

まず、IR 整備法において、区域整備計画の認定期間は、最初は 10 年、その後 5 年ごとに更新の手続きが必要となっています。更新のたびに公聴会等の住民意見を反映させるための措置、立地市及び公安委員会の同意、県議会の議決などの手続きが必要となっています。

また、カジノ事業の実施に当たっては、カジノ管理委員会による世界最高水準の厳格な免許審査を受ける必要があり、こちらも 3 年ごとに更新する必要があります。

さらに、国は、毎年度、区域整備計画の実施状況を評価することとなっています。あわせて、県がギャンブル等依存症対策、来訪者数、経済波及効果、雇用者数などについてモニタリングを行い、水準を満たしていないと判断した場合、事業者に対して是正の勧告を行います。事業者が勧告に従わない場合は、事業の継続を認めないこととしています。

次に、コロナなどの感染症や経済状況の変化などの影響への対応についてですが、事業者公募の段階で、和歌山 IR の業績不振、災害の発生などにより、和歌山 IR の継続が困難となる場合でも、IR 事業者は、まずは事業を継続する努力をしなければならないとしています。

今、お示ししている区域整備計画案でも、こういった経営にリスクを与える事象に対してどのように取り組むかということを書かせていただいております。例えば、先ほどお話があった災害などに遭ったときに備えて、一定金額の積立てを毎年しておくであるとか、保険に入っておくというようなことで、経営上の突然のリスクに備えるようなことを計画上も書かせていただいております。

それでも、なおかつ IR 事業の継続が困難となって、事業者が撤退するといったことになった場合には、施設の撤去義務を課すことなどにより、廃墟が残らないような措置を講じたいと考えております。

【奥村 規子 議員 質問】

私は、2020 年 3 月 10 日の予算特別委員会で、カジノが高収益を上げることは、ギャンブル依存症を必ず伴い、県の依存症対策と矛盾すると指摘しました。知事は、国の対策に加え、県独自の取組として、依存症専門対策員の配置や、あらかじめ利用上限額を設定するチャージ式の IR カードの導入などで、論理的にはカジノに起因するギャンブル依存症は排除できると述べられています。先ほども、藤山議員の質問にも答えられていましたので、そういうことで言われていることは承知しています。

一方、パチンコなどのギャンブル依存症、また、海外でも依存症は現に発生しています。知事が言う「発生しない」というのは大変無理があると思いますが、その点はいかがでしょう。

【知事答弁】

そもそも、カジノは、2013年時点で127の国・地域で合法化されておりまして、カジノができることによる依存症の発生を抑える取組も進んでおります。127の国で依存症だらけになって大変なことになっているというのは聞いたことがありません。

日本でも、先行事例を参考にして、それだけじゃ我慢できないので、やっぱり安全ということで、さらに工夫して世界最高水準の規制が設けられているわけでございます。

具体的には、IR整備法——これは国が定める整備法において、国がマイナンバーカードを利用した入場回数制限や入場料の設定、本人・家族の申告による入場制限措置、クレジットカードの使用不可など、重層的で多段階的な規制を設けておりまして、加えて、本県独自の取組といたしまして、使用上限額を設定して現金をチャージするIRカードの導入や、賭け事に熱くなっている人に休憩や退場を促す依存症対策専門員の配置などを事業者に求めているところであります。

これらの運用を行うことによって、論理的には、カジノに起因するギャンブル依存症や破産リスクは排除できると考えております。

先ほど、ほかの事例で依存症が出ているじゃないかと、だからカジノもできるんだというのは、それは間違いでありまして、ほかのいろいろなところで、このような規制がなされておるかといったら、よく考えれば分かることであります。

これらの対策を行って、なお、カジノに起因するギャンブル依存症や破産リスクが発生するということであれば、具体的にどう発生するのか、何が問題なのかということをお指摘いただきたいと考えております。私も、このIR、カジノで依存症がたくさん発生するようなことがあってはいけません。もう必死で頭を使いまして、想像力をかき立てて、そして、穴が空いているようなところは防いでいくということはやってきたわけでございます。それでも、どこでどうやって発生するんだということを言ってほしいなあとずっと言うておったんですが、いまだにそういう議論はございません。

一方、依存症は、カジノにかかわらず、既存のギャンブルあるいはスマートフォンの過剰使用とか、飲酒とか、その他多岐にわたるわけでございます。これがあるからIRで起こるとするのは、先ほど申し上げましたように、論理的に間違いでありますけれども、この問題がどうでもいいというわけではないわけであります。

したがって、IRのカジノから新たな依存症が出ないというだけでは不十分でありまして、その点、先日開催した有識者会議におきまして、IR誘致を契機として、既存のギャンブル依存症対策を強化することで——既存のですよ——全体的な依存症患者の減少に寄与することが期待できるのではないかと御意見を有識者からいただきました。

実例といたしましては、2010年にIRが開業したシンガポールにおきまして、カジノの議論が起こったことを契機に、既存のギャンブルが原因の依存症対策が行われました。これは、その前にはIRがないわけですから、IR以外の依存症もあったわけでございますね。それを、これ依存症が大変だということで、依存症対策を熱心にやった結果、IR誘致が決定した2005年のギャンブル依存症有病率は4.1%あったんですけれども、それがカジノ開業直前でもう既に2.9%に下がっていて、さ

らに開業後の 2014 年には 0.7%とかなり下がっているというのが、シンガポール政府が発表しているところであります。

和歌山県においても、行政や関係団体と IR 事業者が連携して、和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、予防、相談、治療、回復の各段階での取組を強化することで、ギャンブル等依存症の方を減らしていきたいというふうに考えているわけでございます。

【奥村 規子 議員 質問】

このギャンブル依存症ということでは、カジノの場合はいろんな仕組みで排除するようにやっているというようなことが言われていますが、それは、排除する仕組みは仕組みであったとしても、ギャンブル依存症をなくすということにはなかなかならないというのがギャンブル依存症だと思うんです。

先ほどの推進計画のことをおっしゃられたんですけど、私は、あれを見る中で、和歌山県として、やっぱりギャンブル依存症というのは、世界保健機関の中でも精神疾患と定義していますということで、その点については、ギャンブルをやめることができない病気だという、その大前提があるんですが、その点については、その理解を知事もされているんでしょうか。再度、お答えください。

【知事答弁】

ギャンブル等依存症というのは病気であるということは、そうだと思います。

それから、ギャンブル等がつかなくても、実は依存症があって、それは飲酒とか、あるいはスマホとか、そういうのがあるわけでございます。それは、全てやっぱり問題なんですね。

だけど、二つのことが大事で、一つは、新しくできた IR、カジノでギャンブル等依存症が発生しないようにするというのが一つ。もう一つは、もともとあるんだから、そういう人たちをやっぱり直すように、お金も使って一生懸命やろうじゃないかというのが二つ目の問題であります。

【奥村 規子 議員 質問】

最後に、この問題で、市民の皆さんたちが、立地市における住民の皆さんが、カジノの是非を住民投票でというような取組がありました。その関連でお聞きしたいと思うんですが、カジノ誘致については様々な意見があることも明らかになってきています。

立地市の和歌山市の住民の方々がカジノの是非を住民投票でと、2万余の署名を短期間で集めました。市議会では残念ながら否決されましたが、自治体にとって重要なことだから、住民により直接意思表示できるようにと取り組まれました。拘束力はないということですが、代議制を補うものとして政治的にも大切なことだと考えます。これについて、どのように知事として受け止めをされているか、お聞かせ願いたいと思います。

【知事答弁】

私は、前回の県知事選挙で、IR は絶対に必要であり、断固推進しますと、ずっと宣言をいたしま

して、多数の支持を得て知事になったわけでございまして、それを今一生懸命やっているわけでございます。したがって、民意は十分に反映されていると考えております。

IRに反対して住民投票を求めた方々も、市民でございます。しかし、その方々だけが市民である、市民の声を聞け、だから投票は必要だというのは、いささか論理的ではないと思います。

また、IR整備法では、県と民間事業者が共同で区域整備計画を作成する段階において、立地市町村に協議するとともに、公聴会の開催とかパブリックコメントの実施など、住民の意見を反映する措置を講ずるように義務づけられております。

さらに、区域整備計画を作成し、国土交通大臣に区域認定の申請を行うに当たっては、立地市町村の同意を得た後、県民の代表である県議会の議決を得るという非常に民主的な制度が既にできているわけでございます。

これらの手続を通じて、立地市町村や住民も含めて、地域における合意形成は十分に図れるように措置されていると考えております。

(令和4年3月9日)

【片桐 章浩 議員 (改新クラブ) 質問】

和歌山 IR の所得のこの問題についての質問であります。和歌山 IR で直接雇用 6285 人、雇用創出効果約 3 万 5000 人は、大企業が進出してくれたようなものであり、直接雇用と委託事業者の収益向上につながるもので、和歌山 IR があることで県民所得を押し上げる効果はあると思います。果たして、試算している従業員の給料水準及び県外からの居住者数はどの程度に見込んでいるのでしょうか。

また、和歌山 IR で県民所得が上がることは、これはよいことだと思いますが、県内事業者から不安の声があるように、賃金格差が生じることによって起きる人材不足の問題、雇用の問題、雇用の確保、これについてはどう考えていますか。田嶋理事の答弁をお願いしたいと思います。

【理事答弁】

和歌山 IR での直接雇用や幅広い産業である雇用創出により、県内の雇用環境の充実や給与水準を押し上げる効果が期待できます。

一方で、周辺地域の雇用環境に悪影響が出ないように、事業者公募時においても、市場競合に配慮等を行い、計画的かつ確実に実施するよう事業者に求めているところです。

議員の御質問にもございましたように、現在お示ししている区域整備計画案においても、従業員の確保の方針として、まずは U ターンや I ターン人材を積極的に受け入れることを優先し、その次に、和歌山県の既存事業者に十分配慮しつつ、地元雇用を優先的かつ積極的に行うこととしています。

具体的には、地元雇用に当たっては、経済団体等と協議しながら、地域の同内容の職種の給与水準と極端には乖離しないように給与を設定するなどして、地域の雇用に支障を来さないように配慮する方針です。

議員御指摘の和歌山 IR 従業員の給与水準については、和歌山県の職種ごとの平均給与を基礎に算定しておりますが、従業員に占める U・I ターン者の比率やその家族等を含めた居住者については目標値を定めているわけではありません。

【片桐 章浩 議員 質問】

県政は、最大多数の幸せを目指すべきであり、最小特定者の特別な幸せであってはいけないと思います。IR 誘致の本質的な問題は、大多数の幸せを導くための答えを出すことにあるかと思えます。つまり、僕が思うことですが、多くの人が楽しめて幸せを感じられるようなものを誘致すべきだということです。

例えば、もし和歌山 IR がするとすれば、週末にイベントが開催されていて、行って楽しめるであるとか、疾病でお悩みの方が先端医療を受けられるとか、そういった環境が整っている。あるいは IR に観光に来たお客さんが、ここにとどまることなく、県内の観光にあちこちに散らばってくれるという、こういうことを仕掛ける必要が、これもっとあるのではないかなというふうに思います。

そういったものがなくて、特定の人だけが楽しめる、こういう施設になってしまいますと、それは違うでしょうということになりますし、お客さんを囲い込んでしまうようなら、地域にも経済界にも受け入れられることはないと思います。

施設周辺地域、県全体が潤う状況にすべきだと思いますが、田嶋理事の答弁をお願いしたいと思います。

【理事答弁】

議員御指摘のとおり、IR は最小特定者の特別な幸せではなく、大多数の幸せを導くためのものでなければなりません。そのため、和歌山 IR は、カジノや MICE など、特定目的での施設来訪者向けの施設だけではなく、プールドームや e スポーツセンター、キッズ広場など、ありとあらゆる人々が楽しめるボーダーレスな娯楽空間をテーマにした施設を配置することで、ビジネスからレジャーまで、また大人から子供まで、幅広い来訪者が満足できる施設とします。

また、IR 誘致によりもたらされる経済効果、雇用効果は、IR 施設内にとどまるものではなく、施設外の商業や飲食業、宿泊業はもちろん、農林水産業、交通運輸業、警備業、情報通信業などに至るまで様々な産業に及び、県全体に大きな波及効果をもたらします。その結果、県内産業の給与水準を押し上げることとなります。

さらに、日本型 IR には、IR への来訪客に日本各地の魅力を紹介し、日本各地へ送り出す機能も求められております。和歌山 IR においては、熊野古道や熊野三山など県内の観光資源の魅力を臨場感あふれる形で発信し、来訪者を県内各地へ送り出すことで、和歌山県内での旅行消費額の向上を目指します。

和歌山 IR の実現により、和歌山県で暮らす多くの県民の生活が豊かになり、本県が持続的に発展できると考えています。

【片桐 章浩 議員 質問】

県民の皆さんが、和歌山県 IR を県の利益と考える条件の一つとして、和歌山市あるいは海南市から和歌山マリーナシティに至る周辺地域の道路の整備、それから交通機関の利便性を向上させることにあるかと思えます。

交通分析結果によりますと、国道 42 号の混雑悪化が懸念されることや、マリーナ入口、琴の浦の交差点において、ピーク時に交通渋滞が予測されるという問題が指摘されております。

また、公共交通機関に関しては、増便を伴うほどの混雑影響はないと予測されております。拠点駅から和歌山 IR までの交通アクセスの強化が必要と同時に問題提起がされておりますが、今のところ具体的なのが出ていないかと思えます。

これらの道路の渋滞対策としてのハード整備は当然必要だと思いますし、大阪の IR 事業者が公共交通の事業費を負担するように、和歌山県として事業者道路整備に関わる応分の費用負担を求めるときではないかと思えます。特に混雑時の交通量抑制などで対応すべき——計画に示されています。混雑時は交通量を抑制することで対応すると書いていますが、こんな簡単なものでは解決でき

るような案件ではないと思います。

地元の皆さんの理解と、新しい世界に挑戦する、飛躍する和歌山県にふさわしい道路整備を行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。田嶋理事の答弁をお願いします。

【理事答弁】

「新しい世界に飛躍する和歌山」にふさわしい道路整備を行うべきという御質問ですけれども、現時点において行っています大規模開発地区関連交通計画マニュアルに基づく交通量の分析では、マリーナ入口、琴の浦交差点などにおいて交通渋滞が想定されますが、交差点改良などのハード対策や信号現示の調整などのソフト対策を行うことで、周辺住民などへの影響を最小化できると考えています。

一方、区域認定後、より詳細な分析を改めて実施し、追加の対策が必要となった場合は、道路管理者、交通管理者と協議、調整を行いながら、必要な対策の実現に向けて連携して取り組んでまいります。

次に、道路整備の費用負担についてです。議員御指摘のとおり、IR 誘致は大企業が進出するようなものですが、和歌山県が企業を誘致する際に、周辺の交通量の増加により道路整備が必要となる場合には、整備に要する費用は行政側が負担し、企業などには負担を求めないことが一般的です。

このため、和歌山 IR においても、交通アクセス整備に係る事業費の負担等については、あらかじめ事業者が費用の負担を求めるとはせず、各関係者と IR 事業者で協議することを条件に事業者公募を行いました。

現時点では、先ほど申し上げたマリーナ入口などの交差点改良等に約 40 億円かかると試算しており、うち約 20 億円を事業者が負担し、残額は入場料納入金を活用することとしています。

今後、追加の対策が必要となった場合の事業費の負担等については、各関係者と IR 事業者で協議してまいります。

(令和4年3月10日)

【中 拓哉 議員(公明党県議団) 質問】

区域整備計画の提出に対して、あなたは、「クリアベストからこちらに任せろと言われたから、それにかかるしかない」と。あるいは、「もうこんなコロナのことで大変でギブアップしてしまうのではないかと心配していたけども、不安ながらクリアベストの可能性にかかるしかない」と。こういうふうな発言をしています。クリアベストのつくる区域整備計画にかかるとは一体どういうことなんでしょうか、御説明ください。

【知事答弁】

議員御発言のとおり、2月8日の定例記者会見で、記者から、「IR対策特別委員会では資金計画などが具体性に欠けるのではないかと指摘があったが、受け止めはいかがか」という質問を受けまして、私は二つの点でお答えしております。ちょっと何かいいかげんに考えているような雰囲気でお語りになりましたけど、それはちょっと違いますので、これから御説明申し上げます。

まず、二つの要素がございます。一つは、「新型コロナウイルスや個々の国の政策などが響いて事業者がギブアップするのではないかと心配しておりました。最終的に頑張りますと言ってくれた」という旨を答えております。これは本当でございまして、新型コロナウイルスなどのマイナス要因があって、それで過去にもそういう市場の状況が変わったんで、もうやっぱりやめますというようなところが結構あったことも事実ですし、和歌山以外のところでもありました。したがって、どんどん事態がいいほうでないほうへ行っておりますので、大丈夫かなあというふうに思っておったにもかかわらず、本県にコミットしていただいたのは率直によかったというのが第一であります。

そういう関係では、ほかの例も申し上げましたが、例えば大阪の案件なんかでは、何とそういうコロナの後で需要が見通せないときは撤退する権利を契約で明示しちゃったというようなこともあって、こういう情勢なんで、大阪のような例で言えば、そういう事態だったら、幾らやりますと書いてはっきり書いていても、「いや、コロナがはやっていますから、言ったことは全部なし」というふうに簡単に言えるわけで、それはちょっとどうかなと思うんですが、そういう情勢なもんですから、我々はそんなことはありませんのでほっとしておるというのが第一です。

それから、第2は資金計画でございます。「IRというビジネスをやろうとするときは、世界でのやり方、日本のやり方などいろいろあるけれども、それが自分たちの考えているやり方と違うからといって、『全部合わせろ』と言ってもできないかもしれませんね」と。「クリアベスト側が真面目にやろうとしているのならば、ある程度、彼らのやり方も尊重して、可能性にかけて前に進めるしかない」というふうに申し上げたわけであります。

IRが民間ビジネスであるからには、公共事業のように、こちらが全部決めるというわけにはいきません。まず十分な背面調査をいたしまして、これが適正な事業者かどうかということと、真面目にやろうとしているのか、その能力はありそうかということを見極めた上で、民間事業者のやる気にかけて、IRの完成、そしてそれらによる和歌山復興を願うしかないというような趣旨で申し上げた次第であります。ということであります。

【中 拓哉 議員 質問】

幾ら外国方式でいいんだと言われても、そんなことは信用できますか。私、そこが非常に疑問で、ただしたいけども、エディ・ウーさんが委員会に来てくれるわけじゃないですしね。来てもらいたいですよ。英語はしゃべれませんし中国語もしゃべれませんけども、通訳入れながらでも聞いたことぐらいは聞けるやろうと。そこまでの丁寧さをもって今回の最後の採決に望みたいと思うんですけども、今申し上げたようなことで、いろいろあった上でのやり取りなんです。

あなたは来ていないから知らんですわ。田嶋さんから聞いているのか知りませんが、やっぱりそこはちゃんと自分が命運かけているんだと言うのなら、やっぱり丁寧に聞いてもらいたいな、かように思いますし、結論的には、マリーナシティをいつまでもほっとくわけにいかん、あるいは大企業がどんどん出ていく、起死回生の策やと言うあなたの主張も分からんではないです。しかし、「クリアベストがやっていることにかけていく」というふうなことを言われたら、94万、95万の県民のこの先を、幾ら賭場、ばくち、鉄火場を造るにしても、そこに「かける」というような表現は避けたほうがいいのと違いますか。どうでしょう。

【知事答弁】

議員の御指摘は誠にごもっともというところが多々ございます。それを一々正当であるなあと、問題なしと言っているわけでは全然ありません。

先ほど申し上げましたのは、資金計画の立て方の問題を一般的に申し上げたんで、それでもやっぱりみんなができるだけ理解できるように、具体的になるように一生懸命努力してほしいという話は私からも申し上げているわけでございます。それが第一。

それから、第2は「かける」という言葉でございます。日本語は難しくて、かいへんに者と書く「賭ける」というのがございます。これは危険を冒してするとか賭け事をするということ。私もあんまり賭け事は好きじゃないもんですから、決してそんなことを言っているわけではございません。もう一つは、てへんに土二つ書いてトというのがあつた。これはいろんな意味がありますが、上に乗せるとか依存するとか乗っかるとか、そういうのがございまして、どちらかという、そっちのほうの意味で申し上げた次第であります。